

## 生徒心得

「自主自律」の校訓の下、いかなる場合でも国分生としての誇りを持ち、言動やマナーに気を配り行動すること。

・校内外における生活上の規律

### (1) 学校生活、授業

- ① 始業の時刻（8時40分）までには、各ホーム・ルームの座席に着席していること。
- ② 登下校時および校内での服装は、定められた服装を着用すること。
- ③ 授業その他、各時間の始業のチャイムがなったら、それぞれの所定の場所についていること。
- ④ 始業時以降、終業時までには、無断で校外に出ないこと（やむを得ず外出するときは、HR担任の許可を受けること。）
- ⑤ 無断で欠席・早退をしないこと。
- ⑥ 生徒の下校時間は、午後4時50分までとする。ただし、部活動に従事する生徒については以下のように定める。4月～10月は7時00分まで、11月～3月は6時30分までとする。なお、延長する必要がある場合は顧問立ち合いを条件としその許可を受けること。
- ⑦ 学習目的に関係ないものは、学校に持ち込まないこと。

### (2) 集団生活、公共物

- ① 学校の施設・器具は大事にすること。
- ② 教室内外を問わず、清潔・整理整頓を心がける。
- ③ 校舎内では静かに行動すること。また、廊下は

- 27 -

走らず右側通行を守るように心がける。

- ④ 来客に対してはもちろん、教員、生徒間においても挨拶をかわすよう心がける。
- (3) 登下校
  - ① いかなる場合でも国分生としての誇りをもって行動すること。
  - ② バス乗車の際には、マナーに気をつけ大声でのおしゃべりや割り込み乗車はしないこと、また車内では優先席にかかわらず、すすんで一般の人（特に高齢者や身体の不自由な人）に座席をゆずるよう心がけること。
  - ③ 自転車通学に際しては交通ルール、交通マナーを遵守し他人へ迷惑となることの無いよう安全に配慮して運転し、交通事故防止に努めること。
  - ④ 自転車は必ず校内の所定の場所におくこと。また、自転車には自転車通学許可ステッカーを貼付することとし、保険に加入することが望ましい。
- (4) 禁止事項
  - ① 喫煙・飲酒など未成年に対して禁じている行為。
  - ② 暴力等、他を侵害するなどの行為。
  - ③ 髪の毛の染色・脱色や、パーマをかけたり、アイシャドウ、ピアス、口紅、マニキュア、化粧等をするなど。
  - ④ 自動車、自動2輪、原付等の運転および運転免許の取得。
  - ⑤ 午後10時以降の外出（ただし、保護者同伴の場合はこの限りではない）。
  - ⑥ 校内での、学校教育に支障のある行為等（物品販売、しつような勧誘等）。

- 28 -

- ⑦ 校内で選挙活動は行わないこと。
- ⑧ その他、法律・条例・規則などで禁止されている行為。
- (5) その他
  - ① 私物には記名すること。
  - ② 必要以上に金銭を所持しないこと。貴重品はかばんに入れたままにせず常に身につけておくこと。また、個人ロッカーは施錠すること。
  - ③ 金銭の貸借は禁止する。また、他の生徒の物品についても無断借用は厳禁とする。
  - ④ 盗難防止のため移動教室時の空き教室内には無断で出入りしないこと。

### ・制服

#### (1) 男子制服

- ① 黒の詰襟学生服
- ② 襟章は自分からみて右側に校章、左側に学年(組)章。ボタンは本校指定のものとする。
- ③ 防寒用としては本校指定のカーディガン、ベストの着用のみとする。

#### (夏期制服)

- ① 白無地の長袖・半袖Yシャツとする。
- ② 黒の学生服ズボンを着用

#### (2) 女子制服

- ① 本校指定の紺のブレザー、スカート・スラックスに指定ベストを着用する。
- ② 白無地のYシャツを着用し、学校指定のネクタイまたはリボンをつける。(正装時はネクタイとする)
- ③ 左襟の上側に校章、下側に学年(組)章。

- 29 -

- ④ 防寒用としては本校指定のカーディガン、ベストの着用のみとする。

(夏期制服)

- ① 無地の長袖・半袖Yシャツとする。  
 ② 夏用スカートを着用  
 ③ ネクタイ、ベストの着用は自由。ただし、学校指定以外のネクタイ、ベストの着用は厳禁。  
 ④ 夏期期間は6月1日から9月30日まで。移行期間は、5月および10月とする。

・「諸届」「願」

以下の用件の場合には、必ず届もしくは許可願を提出すること。

(1) 欠席、早退

欠席する場合は、原則として保護者から学校に電話連絡する。(担任不在の場合は事務室に伝言依頼) 早退の場合は、事前に早退願をHR担任に提出し(病気で欠課・早退する場合は、養護教諭の許可を受けたあと)、その許可をうける

(2) 自転車通学

自転車で通学する場合は事前に自転車通学許可願(保護者およびHR担任の許可を得たもの)を生徒指導部に提出する。

(3) 物品の紛失、盗難、事故、破損その他報告

物品を紛失、または盗難にあった場合、あるいは事故にあった場合、学校の施設・器物等を破損した場合やその他学校に報告すべき事が起こった場合は速やかにHR担任および生徒指導部に届け出る。

(4) 学割証の申請をふくむ旅行許可願

学割証を利用し下に示した目的で旅行する必要がある

あると認められる場合は、事前に旅行許可願(保護者およびHR担任の許可印を得たもの)を担当を通して事務室に提出する。学割証は、数日後事務室の窓口へ行って受ける。

\*学割制度の趣旨および目的の範囲\*

学割証は割り当て枚数の範囲内で学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し学校教育の振興に寄与することを目的としたものである。

- ① 休暇、所用による帰省
- ② 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- ③ 学校が認めた特別教育活動または体育、文化に関する正課外の教育活動
- ④ 就職または進学のための受験等
- ⑤ 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- ⑥ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ⑦ 保護者の旅行への随行  
(独立行政法人日本学生支援機構)

(5) アルバイト

アルバイトは望ましくないが、やむなく従事する場合は、アルバイト届(保護者およびHR担任の承諾を得たもの)を生徒指導部に提出する。その際、業種、時間帯を考慮し、学校生活に支障をきたすことのないように責任をもつこと。

(6) 運転免許の取得

在学中は運転免許の取得を原則として認めない。ただし、卒業後の就職、進学等のためにどうしても

必要な場合は、運転免許取得許可願を申請すること。ただし、取得対象免許は普通自動車第1種免許のみとし、原付および自動2輪の免許は取得対象外とする。なお、教習所入所は家庭学習期間に入ってからとし、免許の取得は卒業式以降とする。

・考査について

1. 考査開始時間に遅れないこと。
2. 机は6列にし、番号順に着席すること。
3. 不要の物は鞆にしまって原則として廊下にまとめておき、机の中などに入れておかないこと。特に携帯電話等の電源は切って鞆に入れておくこと。
4. 筆記用具以外の物は、机上に置かないこと。
5. 考査中は終了時間前の答案の提出を認めない。
6. 不正行為は一切しないこと。
7. 問題に対する質問は、教科担当者の巡回時に挙手で行うこと。
8. 考査中物品の貸借はしないこと。
9. 体調不良等で考査を欠席する場合は、原則として保護者が午前8時30分までに欠席の理由をHR担任に電話連絡する。後日、「考査欠席届」を提出する。
10. その他、担任、教科担当者、監督者の指示に従い整然と受験すること。